

○吹田市文化会館条例

昭和59年3月29日条例第5号

(設置)

第1条 市民の文化の向上を図ることを目的として、文化会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市文化会館
- (2) 位置 吹田市泉町2丁目29番1号

第3条 削除

(使用の許可)

第4条 文化会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (2) その他市長が不適当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第9条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に文化会館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 使用の許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、文化会館の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第1項及び前2条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条まで、第7条、第9条から第11条まで、第13条から第15条まで及び別表の規定は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成30年3月30日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月9日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市文化会館条例別表の規定は、令和7年10月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第7条関係)

文化会館使用料

(単位 円)

施設の名称等	使用時間						
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間増すごとに

			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
大ホール	平日		45,000	52,500	67,500	97,500	120,000	165,000	15,000
	土曜日・日曜日		60,000	70,000	90,000	130,000	160,000	220,000	20,000
	休日								
中ホール	平日		16,200	18,900	24,300	35,100	43,200	59,400	5,400
	土曜日・日曜日		21,000	24,500	31,500	45,500	56,000	77,000	7,000
	休日								
小ホール	平日		5,400	6,300	8,100	11,700	14,400	19,800	1,800
	土曜日・日曜日		7,200	8,400	10,800	15,600	19,200	26,400	2,400
	休日								
レセプションホール	平日		8,600	10,000	12,900	18,600	22,900	31,500	2,900
	土曜日・日曜日		11,200	13,000	16,800	24,200	29,800	41,000	3,800
	休日								
リハーサル室	平日		3,100	3,700	4,700	6,800	8,400	11,500	1,000
	土曜日・日曜日		4,000	4,800	6,100	8,800	10,900	15,000	1,300
	休日								
練習室	第1練習室		2,000	2,300	2,900	4,300	5,200	7,200	600
	第2練習室		2,400	2,800	3,600	5,200	6,400	8,700	800
楽屋	大ホー	第1楽屋	500	600	700	1,100	1,300	1,800	200

	ル	第2楽屋	500	600	800	1,100	1,400	2,000	200
		第3楽屋	500	600	700	1,100	1,300	1,800	200
		第4楽屋	500	600	700	1,100	1,300	1,800	200
		第5楽屋	600	700	900	1,300	1,600	2,200	200
		第6楽屋	1,000	1,200	1,600	2,200	2,800	3,800	400
	中ホール	第7楽屋	900	1,100	1,400	2,000	2,500	3,300	300
		第8楽屋	500	500	700	1,000	1,200	1,700	200
		第9楽屋	500	500	700	1,000	1,200	1,700	200
		第10楽屋	400	500	600	900	1,100	1,500	100
	控室	大ホール控室		300	400	500	700	900	1,200
小ホール控室		500	600	700	1,100	1,300	1,800	200	
レセプションホール控室		600	700	900	1,300	1,600	2,300	200	
集会室			6,200	7,300	9,300	13,500	16,600	22,800	2,100
展示室			5,500	6,400	8,300	11,900	14,700	20,200	1,800
茶室			1,100	1,300	1,600	2,400	2,900	4,000	400
和室			3,800	4,400	5,700	8,200	10,100	13,900	1,300
会議室		第1会議室	1,900	2,200	2,900	4,100	5,100	7,000	600
		第2会議室	1,000	1,100	1,400	2,100	2,500	3,500	300
屋上庭園			3,300	3,900	5,000	7,200	8,900	12,100	1,100

備考

- 1 本表において、「平日」とは土曜日、日曜日、休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用者の住所（法人にあつては、その事務所の所在地。以下同じ。）が市外にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。
- 3 住所が市内にある使用者が大ホール、中ホール又は小ホール（以下「ホール」という。）を使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収するときは、ホール及びホ

ールの使用に伴い使用する楽屋又は控室に係る本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。

4 ホールを練習又は準備のために使用するときは、ホールに係る本表及び前2項の規定により算定した使用料の5割の使用料を徴収する。

5 別に市長が定める附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。